

平成 30 年度「境界問題解決センターふくおか」事業報告

センター長 西牟田弘也（調査士：運営委員 3 名、相談・調停員 12 名）（弁護士：運営委員 2 名）

1 基本業務

弁護士との協働による相談業務及び調停業務

相談、調停事件に対して対応を行った。

電話照会は 136 件、相談申出 2 件、調停申立 2 件、合意成立は 2 件ありました。

調停事件数は少ないものの相談の段階において解決しているものと考えている。

2 研修の充実

(1) ADR 委員による協議会の運営

委員協議会を平成 30 年 11 月 15 日に行った。

(2) ADR 委員の資質の向上を図るための研修会の開催

委員協議会の中で、福岡県弁護士会前 ADR 委員長植松功弁護士の講義「裁判所の調停・弁護士会 ADR の手続き及び調停の実例について」を受講して研修会を行った。

また、センターふくおかの手続きマニュアルの改正に伴い、相談、調停手続きについての研修を行った。

(3) 各種研修会及び協議会への参加

本年度は九州ブロック協議会の ADR 担当者会同が隔年開催のため、開催がなかった。

3 広報活動の充実

(1) 広報部との連携による広報活動

広報部との連携により西日本新聞に広告を掲載した。

広報部主催の無料相談会に相談員を派遣した。（無料相談会の相談件数 192 件）

(2) 県会ニュースや研修会等を利用した活動状況の報告

県会ニュースへ毎月の実績を掲載した。

(3) 官公署へパンフレットの配布

法務局をはじめとする官公署のパンフレット数の確認を行なうと共にリーフレットを作成して PR 活動を行った。

4 関連機関との連携・情報交換等

(1) 法務局との連携及び情報交換

平成 30 年 10 月 17 日に法務局と協議会を行った。

(2) 他会の ADR センターとの連携及び情報交換

平成 30 年 10 月 20 日から 2 日間沖縄で行われた担当者会同にて、他会の ADR センターとの情報交換を行った。

(3) 法テラスとの連携及び情報交換

ホームページ上で相互リンクの掲載を行った。

5 その他

(1) ADR 法の認証取得の必要性を検討

ADR 法の認証取得の必要性について情報収集、メリット・デメリット等を協議して検討を行った。